

1. 協議事項について

(1) 議長の任期は 2 年、副議長と監査委員は 1 年とする

(副議長、監査委員は一般質問ができるようにする)

【中村委員長】 事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 本日、第 5 回の委員会での協議事項はお手元の日程の(1)から(5)である。以前配付した協議事項別一覧表の 9、10、13、15、16 に当たるものである。(1)から(3)は自民党・新政クラブから、(4)と(5)は明るいみらい大和からの提案である。

【中村委員長】 (1)については昨年(1)の第 2 回の本委員会で議長諮問事項とあわせて協議した経緯がある。説明を事務局に求める。

【議事担当係長】 第 2 回の本委員会において、議長諮問事項の「副議長及び議員選出監査委員の任期について」と本件及び協議事項一覧表 84「副議長、監査の申し合わせ任期変更」が協議され、副議長、監査の任期は 1 年とする、ただし再任を妨げないと合意をした。本日は(1)の括弧内の部分について協議をお願いするものである。

【中村委員長】 事務局からの説明にもあったとおり、本日協議をするのは(1)の「副議長、監査委員は一般質問ができるようにする」という部分である。協議に入る前に第 2 回の本委員会での協議内容について事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 第 2 回の本委員会では、議長からの諮問事項と自民党・新政クラブから提案の本件、明るいみらい大和提案の協議事項別一覧表の 84 が関連があるものとして協議され、明るいみらい大和からは「副議長、監査の任期を 1 年にするのであれば、一般質問をしないということが要望である」との説明があった。副議長と監査委員の任期についてと、一般質問を行うか行わないかは分けて協議されることとなり、この日は議長諮問事項についてのみ結論を出し、副議長、監査委員が一般質問を行うか行わないかについては後日協議されることとなった。

【中村委員長】 本件について意見等はあるか。

【青木委員】 現状がどうなっているのかを確認したい。また過去に副議長や監査委員が一般質問を行った事例はあるのか。

【議事担当係長】 明文化された規定がない中で、副議長、監査委員の一般質問は行われていないのが現状である。過去においては副議長はないと思われるが、監査委員については一般質問をした例が 2 例ある。

【高久委員】 本協議事項前段の、正副議長と監査委員の任期は既に本委員会として結論が出ているのか確認したい。

【議事担当係長】 第 2 回の本委員会で既に合意されており、2 月 18 日の代表者会に送られて、協議されることになっている。

【高久委員】 以前は毎年、議長がかわっていたが 2 年になった。副議長、監

査委員についても同時期に2年になったのか。

【議事担当係長】 同時期に正副議長と監査委員の任期は2年申し合わされた経緯がある。

【高久委員】 その際に、副議長と監査委員の一般質問について論議はされなかったのか。

【議事担当係長】 なかったと記憶している。

【青木委員】 副議長、監査委員はその役職によって特別に知り得ることもあると思う。一般的に知り得たものの質問であればよいと思うが、そうでないものについて質問することはいかがなものかと思う。一定の条件をつけて一般質問を可能にしてはどうか。

【鳥淵委員】 副議長については一般質問の最終日の最後に行うことや、監査委員は職務上で知り得た情報に触れないことを条件に一般質問を認めてはどうか。

【山崎委員】 本件は明文化されていないということで、できないという規定はない。慣習として行われてこなかったことを変えるための協議なのか。現状のままでもできないことはないと思う。

【事務局次長】 山崎委員の言うように明文規定はない。明文をもって規定することは性質上困難である。役職者とはいえ、議員個々が持っている発言権は基本的な権利である。明文化で規制することは違法の可能性も出てくる。過去、明文化された規定がない中で役職者が個々の判断で積み重ねてきたものである。

【山田副委員長】 申し合わせではなく、役職者が個々の判断で一般質問を行ってこなかったことが実態なのか確認したい。

【事務局次長】 実態は副委員長の言われるとおりである。

【山崎委員】 現状において、副議長や監査委員が一般質問を行いたいと思えばできるのか。

【事務局次長】 過去に監査委員が一般質問を行った事例が2例ほどあることをご説明したとおり可能である。副議長の場合は議長に事故等があるときはかわりを務めなければならないため、質問通告が出た際には議会運営委員会等で協議していただく必要はあろうかと思う。

【中村委員長】 副議長や監査委員が一般質問の通告をした場合、どのようになるのか。通常と変わらないのか。

【事務局次長】 抽選や質問日の割り振りも一般の議員の通告と同様に行うようになる。ただし、副議長については議長を補助しなければならないため、議運の中で話し合う必要があると思われる。

【山田副委員長】 本件については賛成である。先ほどの役職者が一般質問を行う際の条件を踏まえ、申し合わせとして質問ができるとすればよい。

【小田委員】 本件の前段部分で既に合意された任期については代表者会に送られて申し合わせの扱いとなるのか確認したい。

【議事担当係長】 任期については議会運営等に関する申し合わせ事項の中で明文化しているので、そこで申し合わせできる。

【中村委員長】 どのような内容か。

【議事担当係長】 「正・副議長、監査委員の任期については、平成24年度から2年とする。」ということが平成23年10月24日の代表者会で決定事項として申し合わせとなっており、これを改めるものとして「議長の任期は2年、副議長と監査委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。」とすることが代表者会に諮られる。

【小田委員】 本提案の前段が申し合わせ事項として扱われるなら、後段も申し合わせ事項として取り扱うということで理解した。

【中村委員長】 明るいまらい大和では副議長、監査委員の任期が1年ならば一般質問は行わないとする要望をされていたが、今までの協議を聞いてどうか。

【赤嶺委員】 会派の意見として今までどおり自粛していただきたい。2年の任期に比べ半分であり、1年なら一般質問の機会は4回であること。副議長と監査委員は選ばれた役職者であり、その職務に専念していただきたいこと。議員の一般質問に対する権利については、任期4年であるので残りの3年で十分発言ができると考えること。会派を組むことができ、役職者が行いたい質問をほかの議員が行うことも可能であると考えたいこと。今後、全く一般質問を認めないのではなく、任期が変わったら最低でも1年は様子を見て、その後で改めて判断していきたいということ。以上のことから、副議長と監査委員の一般質問についてはこれまでどおりとしたいという意見である。

【中村委員長】 事務局に確認するが、これまでどおりとは、副議長や監査委員が一般質問をしたいというのであれば、それを妨げられないとの解釈でよいか。

【議事担当係長】 扱いとしては委員長の言うとおりで、そのような状況になったときに相談をさせていただくこともあると考えている。

【中村委員長】 相談相手は議長などになるのか。

【議事担当係長】 そのように考えている。

【佐藤（正）委員外議員】 議長個人が判断するのか、議運に諮られるのか。

【議事担当係長】 今は、実際にそのような事態が発生しておらず、多様な個別具体的な条件もあると思うので、事態が生じた際に判断させていただくことになる。

【赤嶺委員】 その事態が生じるのは、一般質問の順番を決める抽せん時点と考えてよいか。

【事務局次長】 定例会初日に行われる一般質問の順位を決める抽選時に質問者として名が出た段階で、対象の役職者にこれまでの経緯等を説明した上で判断をしていただくことになると思う。具体的な対応で必要な部分として、例えば対象者が副議長であった場合は、通常の議事進行と異なるやり方を考慮すべきか、議運に諮ることはあるかと思う。

【中村委員長】 過去の監査委員の一般質問の際にはどのような対応がとられたのか。

【事務局次長】 過去の2例は別々の時期に行われたもので、監査業務で知り

得たことに対して行ったものではないと記憶している。

【中村委員長】 提案会派としては、現状明確に決まったものがない中で、副議長と監査委員についてはある程度ルール化しながら申し合わせができないかというものである。明るいまらい大和の意見としては、そういったことをせずに現状のままとするということか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【山崎委員】 我々のように会派の人数が少ないところでは、どちらかが役職者になると、他の議員に質問全てを託すことも難しく、やはり役職についていても一般質問をしたいと思う。再任を妨げないとなれば、再任した場合2年間、一般質問ができなくなる。

【山田副委員長】 副議長と監査委員は一般質問を必ず行うのではなく、できるようにするとの協議事項である。現状は一般質問をすることができないに近い。役職者であっても一般質問をしたいというケースがあるならば、できるようにするという選択肢はあっていいと思う。

【赤嶺委員】 副議長と監査委員の任期が1年になることで、現在より一般質問がしやすい環境が広がると思う。

【中村委員長】 現状のままとし明文化せず、副議長、監査委員は基本的には一般質問を行わないとする考えと、申し合わせとして明文化し、条件をつけるとしても一般質問を行うことができるという考えに整理される。この意見以外にあるか。

【小田委員】 正副議長も監査委員も委員会においては質疑をしており、本会議における一般質問のみを行わないとする考えはいかがなものか。

【赤嶺委員】 かたくなに拒んでいるわけではない。副議長、監査委員の任期が1年となった段階で一般質問に関してまで協議するのは尚早ではないかという意見である。任期1年が決まり、それが導入された段階でまずは様子を見て、一般質問を行うための条件などを検討してから、将来変更していくことについては反対するものではない。副議長も監査委員も議会が選ぶ役職者であるので、その職責を果たしてもらいたいというのが会派の意見である。

【中村委員長】 副議長と監査委員の一般質問について、近隣市の状況はどうか。

【議事担当係長】 平成27年6月現在であるが、当市を含む県内19市のうち副議長の一般質問を実施しているのは5市、実施していない市が14市、監査委員については実施しているのは10市、実施していないのが9市である。実施している市も明文規定ではなく慣例や先例によるものとなっている。

【中村委員長】 監査委員の一般質問を実施している市のほうが多いのか。

【議事担当係長】 照会に対する回答であるので単に実施しているのか、実施していないのかという回答になっていることをご理解いただきたい。例えば本市であれば副議長、監査委員の一般質問を認めていないわけではないので、照会の内容によっては、実施していると回答することになる。他市も同様の考えで回答しているところもあると思う。

【事務局次長】 本市では監査委員による一般質問を行った事例があるため、照会内容によっては実施していると回答することになる。そのように各市の回答にも幅があると考えます。

【高久委員】 一般質問を行うのは議員個々の権利であるので、これを制限する必要はないと思う。今まで慣例としてきたことを改めて協議するというなら、認めていく方向で考えたい。事務局から報告があった各市では、実際に一般質問が行われているのか。

【議事担当係長】 実際に行われているのかどうかについては把握はしていない。

【高久委員】 座間市や海老名市の監査委員は一般質問をしていると聞いている。

【大波委員】 議員の一般質問をする権利は重いと考えます。基本的には一般質問できるという考えでよいと思う。

【山崎委員】 同意見である。

【中村委員長】 一般質問をすることができるということで、するかしないかは役職者の判断であることを申し合わせとして合意したいとの意見が多いと思われるが、明るいまらい大和の意見はどうか。

【赤嶺委員】 賛同できない。

【中村委員長】 先ほどの意見では役職者の職責をしっかりと果たしていくべきとの話であったが、その職責をしっかりと果たした上で議員の権利として一般質問を行うことを認める考えはないのか。

【赤嶺委員】 協議事項内の役職者の任期についてとあわせて会派として結論を出している。考えに変更はない。

【石田委員外議員】 現在は明文化されていないので一般質問を行いたいとの希望があれば、それをとめることはできない状態である。賛同できないとする明るいまらい大和の意見と、職務上知り得た内容を問わないで一般質問を行うこととするのは、どちらも抑止の方向で話が進んでいるのではないのか。

【中村委員長】 監査委員が一般質問を行うことをとめられない現状において、職務上知り得たことを質問する可能性はあると思うがどうか。

【議事担当係長】 一般質問の通告時点ではそのような可能性はあると思う。その部分を含め、相談することになると思われる。

【中村委員長】 そもそも一般質問は議長が許可をして行われているものである。

【議事担当係長】 委員長の言うとおりの、締め切り日までに各議員が議長に対して一般質問通告書を提出し、議長がその内容を見て許可している。

【中村委員長】 ある市では一般質問にふさわしい内容かどうかを議運などで精査してから許可するかを判断しているとも聞いている。仮に本市で副議長が一般質問を行いたいと通告書を提出した場合、議長の職務を補佐してほしいとの理由から、議長が許可しないこともあり得るのか。

【議事担当係長】 委員長の言われるとおりの運用であると思う。

【中村委員長】 今までの一連の話を聞いても、明るいまらい大和の意見は変わらないか。

【山田副委員長】 副議長も監査委員も議会が選んだ役職者である。役職にある議員が職務に影響がないと判断した上で行う一般質問を制限する必要はないと思う。副議長や監査委員になると一般質問を行うことができないと考えて、副議長や監査委員になる希望を断念した議員も過去にいないのか。明るいまらい大和が、あえて役職者の一般質問を行うことに反対する理由がわからない。

【赤嶺委員】 従来どおりとするという意見であり、新たに制限や抑止をかける提案はしていない。任期を短くすることで一般質問のできる機会はふえているという判断である。

【山崎委員】 山田副委員長と同意見である。少数の会派では副議長や監査委員になってみたいと思っても、事実上は一般質問ができない現状では思いとどまってしまう。それならばこの協議の場で改めて検討して幅を広げるようにしてはどうか。

【大波委員】 現状のままとすれば、明文化もされず、役職者が一般質問をやらうと思えばできる。協議をした結果、全会一致とはならなかったが一般質問を行っていくという方向で話し合われたということを示し合わせとして残せないか。

【赤嶺委員】 それが副議長や監査委員が個別に一般質問を行うかの判断をするということではないか。

【中村委員長】 明るいまらい大和は任期が短くなると言っているが、正副議長や監査委員の任期が2年とされたのは平成24年度からのことであり、それまでは1年であった。それでも過去の監査委員による一般質問は2例と少ない。今回、このような協議の機会を得た。規定として定めることは難しいが、副議長と監査委員は一般質問ができるとの申し合わせをすることは前向きなことと考えるが、明るいまらい大和の意見は変わらないか。

【赤嶺委員】 変わらない。

【中村委員長】 本件は全会一致とならなかったもので、現状のままとする。それでよろしいか。

## 全 員 了 承

【中村委員長】 確認の意味で事務局に現状がどのような状態か説明させる。

【議事担当係長】 明文化されたものはない。過去に数例あるが副議長と監査委員は一般質問を自己の判断で行っていないというのが現状である。

## (2) 大学の法学部等との連携

【中村委員長】 本件は自民党・新政クラブからの提案であるので私から説明する。資料を用意したので事務局より配付させる。

(資 料 を 配 付)

資料は滋賀県大津市議会と龍谷大学のパートナーシップ協定書である。大津市議会は同志社大学、立命館大学とも協定を結んでいる。市議会と大学が相互に連携して協力するもので、政策課題に対する意見交換、専門的見地からの所見、議会の政策課題能力向上に関する事、大学の教育研究環境の充実にすることなどの内容である。協定締結について費用は発生していない。講師の派遣を受けた時など案件ごとに費用が発生しているようである。本件について意見はあるか。

【青木委員】 全国的に大学と市議会がこのような協定を締結している事例はあるのか。神奈川県内の動向はどうか。本市は青山学院大学と包括連携協定を締結しているが内容はどうか。

【議事担当係長】 事務局で調査した範囲では、7例あった。主な内容としては議会報告会等への大学生の参加、インターンシップ学生の受け入れ、大学教員による講演を受けるなどである。神奈川県内で大学との協定を締結している事例は見受けられないが茅ヶ崎市議会においては検討に入っているとのことである。また本市は平成26年11月13日に青山学院大学と包括連携協定を締結しているが、市側に確認したところ、現在はまだ実績はないとのことである。

【青木委員】 協定締結には費用が発生せず、個別具体的な案件に応じて費用が発生すると考えてよいか。

【中村委員長】 大津市の例ではそのとおりである。

【青木委員】 本市議会が締結すれば県内初になるのか。

【議事担当係長】 茅ヶ崎市議会が検討を始めているとのことであり、それより早ければ調査している範囲では県内初となる。

【青木委員】 茅ヶ崎市の締結はいつごろか。

【議事担当係長】 時期は把握していない。

【青木委員】 相手の大学は茅ヶ崎市の近くなのか。

【議事担当係長】 茅ヶ崎市内にある文教大学と聞いている。

【鳥淵委員】 公明党としても本件には賛成である。さまざまな角度から法制能力の向上は重要であると考えている。本市のある首都圏には多くの大学がある。

また学生のためにもよいことであると思う。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和も賛成である。法学部に限らず、連携により大学の持つ機能や人材から、さまざまな効果が期待できる。新たなニュースにもなり積極的に導入すべきである。

【中村委員長】 大津市議会も複数の大学と連携しており、本市も1つの大学や法学部にとらわれず、さまざまなところと協定を締結してもよいと思う。

【大波委員】 虹の会も賛成である。

【中村委員長】 協定を締結する大学や学部については代表者会に諮ることとなるが、大学の法学部等とパートナーシップ協定を締結していくことについて

は合意でよろしいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 本件については代表者会に送ることとする。

(3) 委員会での議員間討議の導入

【中村委員長】 本件は自民党・新政クラブからの提案であるので私から説明する。委員間討議はさまざまな議会で試みられている。藤沢市議会では請願、陳情が議題となったときに説明、市側との質疑、委員間討議と順番に進めている。市側とだけでなく、委員間で論議を深めていくのはよいことだと思い、提案した。本件について意見等はあるか。

【山崎委員】 陳情等で委員間討議をするのはよいことだと思う。ただ賛否にとらわれずに意見を述べ合わなければ意味がないと思うがどうか。

【中村委員長】 まさにこの場で行われている本委員会の進行が委員間討議である。同じ会派の委員でも似た意見も異なるような意見も出てよいのだと思っている。そのように議論を深めながら進められればよい。

【山崎委員】 会派によってさまざまな考え方がある中で、討議によって考え方が変わるようなことがあってもよいと思う。より柔軟な考え方を全ての議員が持つことで委員間討議も浸透していくと考える。

【高久委員】 委員間討議の時間をあえて設けなくとも、現在の委員会審査のやり方でも十分に委員間討議はできると思うがどうか。また、市側を除いてまで委員間討議を行う必要があるのか。

【中村委員長】 委員間討議の際に市側を退席させるものではない。市側にもいてもらい、議論をする中で補足的に情報が必要であれば、市側からも情報提供を受けて議論を深めたい。また委員間討議の時間をあえて設けるのは、これまで委員間討議が頻繁に行われてこなかったため、意識的に委員間討議を行っていこうという理由からである。将来的に委員間討議も市側への質疑と同じようにできるようになれば、あえてその時間を設ける必要性もなくなってくると思っている。

【大波委員】 例えば陳情の審査の際に、委員間討議はいつの時点で行われるのか。討論の前か、採決の直前か。

【事務局次長】 委員会の審査の順序は、会議規則の委員会の項、第97条で定められており、一部抜粋して読み上げるが、「委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、討論、表決の順序によって行うを例とする。」とされている。質疑の1つの派生として一般的な質疑の後に委員間討議が行われ、討論、表決の流れになると考えている。

【大波委員】 委員間討議を行うことを宣言して行うのか。

【中村委員長】 藤沢市議会ではそのように行っていたが、他の議会ではわからない。

【赤嶺委員】 委員会の中で採決を行う前に委員間討議をしたいという提案か。

【中村委員長】 そのとおりである。

【小田委員】 それは市側からの議案ではなく、請願や陳情に対してのものか。

【中村委員長】 必ずしも請願、陳情に限った話ではない。他の議案の中にも委員間討議を行ったほうがよいものもあると思う。ただ、請願、陳情が委員間討議には向いていると思っている。

【鳥淵委員】 公明党としては反対である。委員間討議を行うのであれば、委員会の開催前に討議を行い、委員会では質疑、討論を現状のとおり行っていくほうがよいと考えている。

【大波委員】 議運で委員間討議をすべき議案かどうかを決めるのか。委員長権限で決めてしまうものなのか。いろいろ問題が出てくると思うがどうか。

【赤嶺委員】 討論の前に討議を行うということであるが、それが採決にどの程度影響があるのか。時間的、日程的に討議の内容を十分に精査する期間があるのか。委員会開催日より前に討議が行われるのであれば理解できるが、委員会の中で行うことはイメージできない。議会基本条例第3条第3項に「市民の多様な意見を踏まえ、十分な討議のもとに議会運営を行うこと。」とある。議会内の委員間討議はさまざまな形で行う必要があると思う。本件の想定していることと、効果へ期待していることがわからない。

【中村委員長】 機会があれば他市議会の委員間討議を見ていただきたい。現在の討論はみずからの賛成意見、反対意見を述べるにとどまっている。討議はディスカッションであり、賛成、反対それぞれの意見に対する質疑を市民が傍聴する公の場で議員が行い、議論を深めていくことになる。それが議会改革や議会の活性化の上では重要であると考えます。

【高久委員】 質疑の中で委員の意見に対して質問できるのか。

【鳥淵委員】 討議の場でみずからの意見を訴えることになると思う。

【高久委員】 市側に対して質問する権利があるのであって、他の委員に質問する権利があるのか。

【事務局次長】 会議規則第114条では「委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べるができる。」とある。ただし、委員は答弁者として出席しているのではないため、質問に対して答弁を義務づけられるということはないと思う。答えるのも答えないのも自由である。委員が他の委員に対して問いかけをすることができないということではないと思う。

【高久委員】 自分の意見を述べることは、特に他の委員の意見を求めるものではないのでよいが、討議を行うことで委員会が活性化することより混乱することを危惧する。

【大波委員】 討議が揚げ足取りのようにならないか。

【赤嶺委員】 委員間討議については機会をふやすべきであり、できる環境を整えていく必要はあると思う。先に述べた議会基本条例第3条の解説にも、討議が十分に行われるよう議会を運営することを規定したとの記載があり、委員間討議は行わなければならないと考えるので本件には賛成である。

【高久委員】 意見を述べることを討論や討議と言っている。質問権があるの

かまでは疑問である。

【小田委員】 本委員会自体が委員間討議であり、すでに実践している。本件の協議内容を請願、陳情に委員間討議がそぐうかどうかということに置き換えて考えてはどうか。

【中村委員長】 ほかに委員間討議をするとすれば、議員提出議案が考えられる。平成 24 年に商業振興条例が議案になったときは、提案者として私が答弁をした。それも委員間討議であると思っている。建設的な質疑をし、建設的な討論をするのが目的であり、揚げ足取りと見られる場合は委員長が会議の整理をすればよい。意見を述べるだけでなく、質疑をすることで議会が活性化すると考えている。

【山崎委員】 市側との質疑をした後に採決を行ったときに、各委員の賛否の理由がわからず聞いてみたいと思うことがあった。委員間討議ができれば、委員の賛否の理由なども聞くことができるのでよいと思っている。

【小田委員】 委員会開催日より前にフリーディスカッションのような形式で委員同士が討議する機会を設ける方法もある。

【中村委員長】 委員間討議を行って、審査の過程を明らかにすることが大切だと思う。討議をして賛否の意思が変わることもあり得ることであり、委員の賛否の理由が公になることも民主主義が働いていることだと考えている。

【小田委員】 本市では委員間討議が行われているのかと一般的に聞かれた場合に、行われていると答えてよいのか。昨年の全国市議会議長会の調査をみると全国で約半数の議会が行っていると答えているが本市はどうか。

【佐藤（正）委員外議員】 平成 25 年 9 月の文教市民常任委員会で、「学校教育において、子宮頸がんの正しい知識の学習、検診の大切さを教え、性の低年齢化をとめる教育を求める請願書」の審査の際に紹介議員と討議をしており、委員会討議は行っており、できると考えている。

【議事担当係長】 小田委員の質問について、制度として規定して行っているかということであれば、行っていないとの回答となる。

【事務局次長】 過去を振り返っても、通常審査の中で議員同士が見解を交わし合うという場面が全くないわけではない。委員外議員からお話があったケースは相手が紹介議員という立場であり、請願者にかわって説明する立場にもなると思う。また議員提出議案においては議員自身が提案しているため、答弁者の立場でもある。このように役割を担っている際の議員は答弁する義務もあり、説明もしなければならない。通常審査における、委員同士の討議とは異なるということをご理解いただきたい。

【中村委員長】 事務局の説明からすると、本市では委員間討議は行われていないということである。議員が議案の提案者や請願の紹介議員であったときは、提案者や紹介議員として質問に答えているのであり、一委員として委員間討議はしていないということである。

今回の提案はそういった際にも委員間討議ができるようにすることであったが、懸念する意見もあり全会一致にはならず、本件は合意に至らなかったもの

と判断する。本件については以上でよろしいか。

## 全 員 了 承

(4) 各会派が作成している予算要望のインターネット公開

【中村委員長】 次に、(4) 各会派が作成している予算要望のインターネット公開については、明るいまらい大和からの提案であるので、説明を求める。

【赤嶺委員】 前回の説明時に大波委員から虹の会は予算要望書を作成していないとの話があった。作成している会派の予算要望書をホームページで公開することで、各会派の考え方等を市民の方に理解していただく環境を整備してはどうかという提案である。

【小田委員】 自民党・新政クラブとしては、タウン紙に掲載したり、ビラで配布するなどができる。あくまでも会派の活動なので市議会のホームページに公開しなくてもよいと考えるので、本件には反対である。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動も予算要望はしていない。全ての会派が行っていない状況でホームページに公開する意味があるのか。市議会だよりで会派の考え方を知る機会もあり、本件を行う必要があるかは疑問である。

【鳥淵委員】 予算要望をすることは会派の自由であり、その内容を公開するのもしないも自由であると考え。本件については反対である。

【高久委員】 各会派はそれぞれの考えで予算要望をしているので、公開についても会派の考えによるものである。仮にホームページに掲載するとなると、どこに載せるのか。

【議事担当係長】 市議会ホームページは、市議会全体として認知されている共通のものを掲載している。現在は議会の日程や審議結果、会議録、議員名簿等を載せている。

【高久委員】 その中に会派のページがあって、そこに予算要望を載せるようになるのか。

【議事担当係長】 市議会のホームページに現在掲載しているものは議会として共通のもの、普遍的なものであり、会派のページはない。提案のようなものは現在ホームページには載せていない。

【小田委員】 予算要望の公開については賛同するが、市議会のホームページで公開するという方法について、公共の利益にそぐうか、そぐわないかで考えたい。本件は会派が政務活動費を活用して行えばよいと考える。予算要望の内容をタウン紙等で公表することは政務活動費の対象となるか。

【事務局次長】 会派の広報活動になると考える。

【青木委員】 希望のある会派が独自にホームページを作成して公開してもよいのではないか。

【中村委員長】 本件は合意に至らなかったと判断する。以上で本件についてはよろしいか。

## 全 員 了 承

(5) 議員による代表者会傍聴許可

【中村委員長】 次に、(5) 議員による代表者会傍聴許可については、明るいみらい大和からの提案であるので、説明を求める。

【赤嶺委員】 代表者会は代理出席と、会派に属さない議員がオブザーバーとして出席することが認められているが、現在は傍聴が認められていない。明るいみらい大和では代表者会を傍聴したいとの希望がある。傍聴を許可すれば代表者会の内容を把握している議員がふえるというメリットもあり、傍聴を許可していただきたい。

【青木委員】 代表者会と代表者の役割について説明してほしい。

【議事担当係長】 代表者会については、大和市議会会派及び代表者会に関する規定がある。第4条で協議事項として、「(1) 会派間の連絡調整に関すること。(2) 議員の身分に関すること。(3) 人事案件(議案等)に関すること。(4) 慶弔に関すること。(5) その他必要と認めたこと。」とされている。組織構成として第5条で、「代表者会は議長、副議長並びに各会派の代表者1名をもって組織する。」と定めている。傍聴については平成23年9月26日の代表者会決定により、代表者以外の傍聴は認めないとしている。また、平成27年5月8日の代表者会で本件と同様の質問があり、会派制をとっているため代表者が代表者会に参加することになっている。例外として会派に属さない議員の場合、情報共有を目的としてオブザーバーとして入ることができる。会派を組んで代表者を選んでいる以上、代表者から所属議員へ情報伝達をお願いしたいと説明し、代表者が全員了承された経緯がある。

【山崎委員】 代表者が病気になった場合は代理で出席できるのか。

【議事担当係長】 代理出席は第7条に定めがあり、「代表者が都合により会議に出席できないときは、この会派に属する議員の中から代理者を出席させることができる。」としている。

【鳥淵委員】 事務局から説明があったとおり、各会派から代表者を出しているため内容については、代表者から伝達することでよいと思うので、本件については反対である。

【赤嶺委員】 代表者の負担軽減も図る提案である。複数で会議を聞いていれば内容も確認できる。

【高久委員】 代理出席も認められており、現状の規定での運用でよいと思う。

【中村委員長】 代表者会に出席する代表者は会派に対して何をすることが意図されているか。

【議事担当係長】 決定事項の遵守を定めた第9条の運用欄に、「決定事項等は、それぞれの会派に持ち帰り、所属議員に報告される。」とあり、代表者が所属議員に伝達することになっている。

【中村委員長】 代表者は所属議員に会議の内容を納得してもらえるように説明しなければならない職責があり、それを担える方が各会派の代表になってい

と思う。

【赤嶺委員】 中村委員長の言うとおりで、現在は代表者個人で担わなければならない、それをサポートする者が代表者会に入ることにはできない。その負担を緩和するためにも代表者以外の参加を検討してもらえよう要望したい。

【石田委員外議員】 代表者会に限らず、各委員会へも会派から委員を選出し、そこでは傍聴も可能としている。その整合性はどうか。

【事務局次長】 公式に設置されている議会運営委員会、常任委員会、特別委員会等は会議規則や傍聴規則が適用され、公開の原則が働き、一般の方も含めて傍聴が可能である。傍聴する議員は委員外議員として傍聴できる。代表者会については正規に設置された会議ではないので、その傍聴については各議会の自立的な判断になると思う。

【石田委員外議員】 規則は理解している。規則だから遵守しているということを知っているのではない。会派から同じように選ばれて出席する会議において、傍聴の取り扱いの整合性をどのように整理しているのかを知りたい。

【小田委員】 公式に設置されている会議だから傍聴ができる。代表者会はそうではないので傍聴を認めていないという理解でよい。

【山田副委員長】 代表者会の持つ意味合いだと思っている。各会派の代表者が人事案件や議員の身分についてなどを協議する会議である。傍聴されている中で行われる性質の会議ではないと考える。会派の意見を集約して会議に臨み、責任を持って決めていくのが代表者であり、どんな組織にも存在すると思う。

【赤嶺委員】 各会派の賛否を確認してほしい。

【中村委員長】 合意を得られるか否かで協議をしているが、本件については特に賛否を確認したいのか。

【赤嶺委員】 お願いしたい。

【山田副委員長】 公明党は反対である。

【大波委員】 虹の会も反対である。

【高久委員】 日本共産党も反対である。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動も反対である。

【小田委員】 自民党・新政クラブも反対である。本件も含め、代表者会に送られる案件については本委員会の結果を尊重してほしいと思う。

【中村委員長】 協議事項別一覧表の42で自民党・新政クラブから、代表者会があくまでも議長の諮問機関・会派間の連絡・調整機関であり議決を行わないという提案をしている。代表者会が最高の意思決定機関の一つのようになっていると思う。公開、非公開ということではなく、そもそも連絡調整のための機関なので、傍聴しなければならないほどの重要な案件は扱わない機関にとどめるべきだとの考えを持っている。

本件は全会一致に至らなかった。以上で本件についてはよろしいか。

全 員 了 承

## 2 その他

【中村委員長】 皆さんから何かあるか。

【赤嶺委員】 本委員会では協議を進めるにあたり、予算措置を伴う事項もあり、予算についての考えをまとめておいたほうがよいと思うがどうか。現在は予算措置をどうするかという議論を先送りして協議事項を検討している。予算については個別に協議するのか。

【小田委員】 予算の確保に至るまでには時間がかかるので、早目に協議をしたほうがよいとの考えか。

【赤嶺委員】 議会改革を実行するために必要な予算に対する考え方を議会として持っていないと今後の改革の行方に大きな影響を与えるのではないかと考えている。すぐには難しいだろうが議会改革に並行して、議会の改革に必要な予算のあり方もつくっておかなければならないとの意見である。

【大波委員】 それは既に今でも協議しながら進めている。

【事務局次長】 基本的な考え方は、議会基本条例第 17 条に「議会は、二元代表制としての機能を充実させるために必要な予算の確保に努めるものとする。」との考え方が示されている。議会として結論が出れば、事務局が庁内ルールどおり予算要求を進めていくので、委員各位は予算にかかわる事務的な部分は事務局に任せていただき、協議事項を十分議論してもらいたい。

【小田委員】 予算の充実を求める決議をする方法もある。

【赤嶺委員】 それでもよいが、何らかの考えをまとめておき、予算をつけていかななくてはならない。

【中村委員長】 スマホ等での議会中継の視聴や、耳の不自由な傍聴者への集音器の貸し出しなど、いずれも予算が伴うものである。市側への予算の要望も含めて話をしており、予算措置の議論を先送りにはしていない。今後もこれまで同様、予算を含め協議していきたい。ほかになれば、事務局から次回について説明させる。

【議事担当係長】 第 6 回本委員会は 3 月 25 日（金）午後 2 時から委員会室で行う。協議事項は、協議事項別一覧表の 17 から 22 までとなる。内容としては 6 つの協議項目で、17、18 が代表質問に関する事、19 から 22 までは本会議、委員会への IT 機器類の持ち込みに関する事の 2 つの分類の協議をお願いするものである。

【中村委員長】 協議事項については次回までに各会派で意見をまとめてきていただきたいので、提案会派から説明をお願いしたい。17 の代表質問の復活（予算・決算）については自民党・新政クラブの提案なので私から説明する。

現在は行われていない代表質問を予算、決算が審議される定例会で行いたいというものである。予算時については施政方針も含まれる。

続いて日本共産党の提案について説明を求める。

【高久委員】 18 の代表質問（施政方針だけでなく市政全般とする）については記載した文章のとおりである。

【中村委員長】 公明党の提案について説明を求める。

【鳥淵委員】 19 のパソコン・タブレットの持込について（一般質問以外）については、記載した文章のとおりである。

【小田委員】 一般質問以外とは本会議では初日や最終日だけということか。

【鳥淵委員】 一般質問での言葉を検索するという使い方ではなく、資料等をタブレットで見る等の使い方である。

【中村委員長】 明るいまらい大和が提案している 20 の委員会、本会議への I T 端末持込については、一般質問も含むのか。

【赤嶺委員】 委員会、本会議全般である。一般質問にも活用したい。

【中村委員長】 虹の会の提案について説明を求める。

【大波委員】 21 の委員会・本会議へのタブレット機器持ち込みについては記載した文章のとおりである。

【中村委員長】 日本共産党提案の 22 スマホ、タブレットの議場への持ち込みは時期尚早については文面のとおりと考えてよいか。

【高久委員】 そのとおりである。

【小田委員】 この提案では議場への持ち込みとあるので、委員会への持ち込みについては規制しないということか。

【高久委員】 確認しておく。

【小田委員】 委員会での持ち込みについては合意できる可能性もあると期待したい。

【中村委員長】 ほかになければ、これで終了する。

午後 3 時 56 分 閉会